

安倍首相の9条改憲を止める！大運動推進ニュース

NO.9 2017年12月6日(水) 全日本民医連

各地の取り組みを紹介します！

★福島



核書の街に生きる

郡山医療生協

“核書対策室くわの”ニュース

2017年11月24日 №1629 発行責任者 核書対策室くわの室長 坪井正夫

第3回憲法カフェ開催！

第3回憲法カフェが、11月22日(水)午後1時15分～組合員センター多目的ホールで開催され、29人の職員が参加した。職員社保委員会と教育委員会が共催で開催している。今回の講師は、けやき法律事務所の西沢佳子先生。今回のテーマは憲法13条である。

憲法13条

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

最初に法律〇×クイズを出される

みなさんもやってみてください。結構難しい。

1. 中学生が、髪を染める自由は憲法で保障されている。()
2. たばこを吸う自由は、憲法で保障されている。()
3. 憲法13条は、「公共の福祉に反しない限り」自由及び幸福追求の権利を保障しているから、公益上の必要があれば個人の幸福追求権の制約は許される。()
4. 明治憲法(大日本帝国憲法)でも、幸福追求権は保障されていた。()
5. 自民党の憲法改正草案でも、幸福追求権は日本国憲法と同じように保障される。()

憲法13条は、前段で「すべての人間を独立した個人として平等に尊重すること」(個人の尊重)、後段で幸福追求権と公共の福祉について「新しい人権」の根拠となる一般的かつ包括的な権利として位置付けられる条文になっていることを詳しく説明される。併せて、〇×クイズの回答についても説明された。設問1は年齢(自我の発達)によって変化するので中学生はグレーゾーン。設問2は×、設問3は×(公共の福祉とは国の利益とか公益という意味ではなく、自分以外の誰かの自由という意味である)設問4は、×(国民の権利は天皇によって与えられている)設問5は×。自民党の憲法改正草案では、見事に変質されている。下線部が変更点である。よく読んで欲しい。



自民党の憲法改正草案

全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

手作りのあんみつをごちそうになりながら、先生の講義の感想などを楽しく話し合うことができた。





九条守る大運動 推進NEWS Vol. 3

発行：
千葉民医連九条守る大運動
推進委員会
2017年12月6日

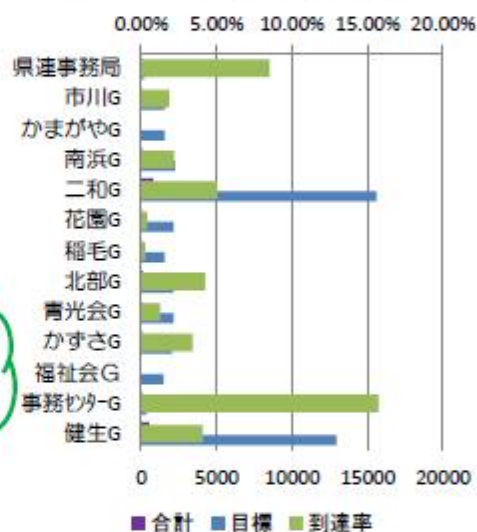
- ・安倍内閣が「一握りの人たち」と標走を続けてます。9条を守る署名活動を開始し、全国で3000万筆を署名目標としました！
- ・千葉民医連では**46000筆**を目指します！
- ・12月1週時点では、目標達成率**3.62%**です。

9条マグネットシールが12月完成予定です。みなさんの事業所車両・自家用車に貼って宣伝しましょう。**これです→**



	目標	合計	到達率
健生G	12950	525	4.05%
事務ワーカーG	350	55	15.71%
福祉会G	1500	0	0.00%
かずさG	2050	70	3.41%
青光会G	2150	27	1.26%
北部G	2150	91	4.23%
稲毛G	1550	4	0.26%
花園G	2150	8	0.37%
二和G	15600	788	5.05%
南浜G	2250	49	2.18%
かまがやG	1550	0	0.00%
市川G	1550	29	1.87%
県連事務局	200	17	8.50%
合計	46,000	1,663	3.62%

グループ別進捗状況



9条守れ！
県連事務局も街角で「力強く！」訴えております！↓

署名-----
今月1週目から健生・二和・北部が筆道！！



【署名】署名3筆
【ピラ】チラシ21枚
【対話】

8才の時に終戦を迎えた千葉市若葉区にお住まいの方は「戦争だけは起こしたくないよね。あなたと私だけではダメよね。もっと沢山の（署名する）人がいないと」とお話されていきまし

いちらは協立診療所の取り組みのご紹介！
☆「9条改憲」ストップ！！
診療所玄関前のヒトコマ。
寒い中、患者さんも足を止めて署名してくれます。



●憲法9条を守る憲法闘争の全県連代表者会議(12/16) 参加申込がお済みでないところは、申し込みお願いいたします。

各地のとりくみ・ニュースを min-syaho@min-iren.gr.jp (国民運動部) までお寄せください。